（証券コード　9638）
平成20年６月４日

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
情報技術開発株式会社
代表取締役社長　竹田征郎

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面あるいは電磁的方法（インターネット）のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。書面による場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年６月20日(金曜日)の営業時間終了時(午後５時30分)までに到着するようご返送をお願い申し上げます。
　電磁的方法（インターネット）による場合は、書面による場合と同様に「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、２頁から３頁までの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご高覧のうえ議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　**平成20年６月21日（土曜日）午後２時**
２．場　　所　　**東京都新宿区西新宿六丁目８番１号**
　　住友不動産新宿オークタワー　13階　当社大会議室
３．会議の目的事項
　報告事項　１．第40期(平成19年４月１日から平成20年３月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第40期(平成19年４月１日から平成20年３月31日まで)計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役８名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件
４．招集にあたっての決定事項
(1) 代理人による議決権行使
　代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(2) 賛否の記載がない議決権行使書面の取扱い
　賛否の記載がない議決権行使書面が会社に提出された場合、各議案について賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.tdi.co.jp/）に修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成20年６月20日（金曜日）の営業時間終了時（午後５時30分）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用すること。

③　携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】0120－186－417（24時間受付）
＜住所変更等用紙の請求＞0120－175－417（24時間受付）
＜その他の照会＞0120－176－417（平日９：00～17：00）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は堅調な企業業績を背景とした設備投資が増加基調で推移するなど、景気は底堅く推移いたしました。しかしながら、原油価格・素材価格の高騰や米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の不安定化、株安・円高基調の影響など、不透明要因がより一層鮮明となり、景気の下振れリスクが高まりました。

当情報サービス業界におきましては、金融機関向けシステム構築を中心に総じて堅調に推移いたしました。しかしながら、堅調な需要の一方で技術者不足がより一層顕著になるなど、従来からの価格競争に加えて、業界内での競争は一段と厳しさを増しました。

このような状況のもと、当社グループは、顧客に対する「高付加価値ビジネスモデルの確立」を図り、その結果、より一層の収益機会を得るべく、「営業力の強化」、「開発力の強化」、「人材の育成」を主要施策に掲げ、システムインテグレータとしての戦略的事業を強化するとともに、受託ソフトウェア開発、情報処理サービス、エンベデッド・ユビキタス／半導体関連の業務についても、受託派遣型からより一層の顧客サービスの向上が図れる請負化を推進し、ビジネスモデルの変革につなげることで「企業体質の改善」を志向してまいりました。

これらの施策を強力に推進するための当連結会計年度の主な取り組みといたしましては、平成19年４月に統合システムサービス業務を担う、当社完全子会社「ＴＤＩシステムサービス株式会社」を設立するとともに、責任体制の明確化、全社横断組織と統制力の強化、戦略部門の強化を目的とする６本部制の組織改定を行ないました。平成19年10月には、法務および内部統制推進などの機能の拡充、ならびに経営の透明性、健全性、遵法性の確保と、その徹底を図るためのガバナンス本部と、優秀な人材の確保および高スキル人材の育成強化を図るための人事本部を新設いたしました。併せて、人材育成強化の施設として、静岡県熱海市に「tdi人材開発センター」を開設するとと

もに、ビジネスパーソンとしての基礎的教育からスキルアップ教育にわたる研修体系の充実を図りました。さらに平成19年12月には、主要大口顧客との関係強化と安定化を目的として、営業本部に顧客特化型事業部を新設し、営業力強化に向けた体制を構築いたしました。

しかしながら、当連結会計年度の売上高は189億38百万円と対前年同期の単体との比較では10億63百万円（5.3%）の減収となりました。これは、中長期的な営業戦略に基づき一部顧客との取引の見直しを行なったことや、大型案件の失注等が、その主たる要因であります。利益面につきましては、請負化に伴う粗利率の改善効果はあったものの、売上高の減少や、大型案件の失注等に起因した「手待ち状態」の発生に伴う原価率の上昇、事業所の増設による負担等が影響し、営業利益は12億17百万円（対前年同期の単体との比較11.0%減）、経常利益は12億46百万円（同11.3%減）、当期純利益は６億44百万円（同14.5%減）となりました。

当連結会計年度における事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

「ソフトウェア開発事業」

この事業は、当社グループの主力事業であり、ＩＴ全般にわたるソリューションの提案、コンサルティング、システム設計、開発、保守を行なっております。取引の一部見直しや大型案件の失注等が影響し、売上高は101億65百万円（対前年同期の単体との比較10.1%減）、営業利益は３億19百万円（同36.3%減）となりました。

「情報処理サービス事業」

この事業は、メインフレームコンピュータの管理運営業務からネットワークシステムなどの管理監視業務まで、情報システムに関する総合サービスを行なっております。システムの管理運営およびアウトソーシング関連分野において、既存顧客の受注が堅調に推移し、売上高は46億53百万円（対前年同期の単体との比較8.6%増）、営業利益は７億51百万円（同27.1%増）となりました。

「エンベデッド・ユビキタス／半導体関連事業」

この事業は、モバイル、移動体通信、カーエレクトロニクスなどの分野向け組み込みソフトウェア開発と、情報通信機器の中核となるメモリ、システムＬＳＩなどの半導体製品に関する設計・評価・解析業務を主に行なっております。エンベデッド・ユビキタス分野において、下半期以降携帯電話関連

の主要顧客の内製化の影響が生じたことから、既存顧客に対する高付加価値提案活動の強化や新規顧客の開拓を行なったものの、売上高は41億20百万円（対前年同期の単体との比較6.5%減）となりました。利益面につきましては、エンベデッド・ユビキタス分野の西日本事業所の増設による負担等が影響し、営業利益は１億47百万円（同46.7%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における主な設備投資といたしましては、「tdi人材開発センター」の土地、建物の取得および建物付属設備、器具備品等で434百万円を支出いたしました。また、社内インフラ整備および環境整備のためのソフトウェア・ハードウェア等に100百万円を支出いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、顧客の価格低減ニーズ、技術力・提案力によるベンダー選別の動きが一層顕著となり、安価・良質な労働力を求めて開発業務のオフショア・シフトが更に加速し、以前にも増して「質の高いサービス」に対する要求が強まっております。また、大規模システム投資が一巡する「2010年問題」等を背景とした業界再編の動きが加速しつつあり、今後ますますこれらの傾向は顕著になるものと予想されます。

このような事業環境や当連結会計年度の業績を踏まえ、当社グループはサービス価値と顧客満足度の向上を最大のテーマとして、確固たる成長を目指すため、以下の施策を推進してまいります。

① 高付加価値ビジネスモデルの確立

これまで比率が高かった受託派遣型のオンサイト・サービスビジネスから、より付加価値の高い一括請負を主体とするＳＩビジネスへと事業モデルの転換を鋭意推進してまいります。また、「@Faceシリーズ」をはじめとするソリューションビジネスの充実を図り、高付加価値ビジネスモデルの推進を図ってまいります。

② 営業力の強化

顧客ニーズの的確な把握とそれに合致したサービスの提供を適時適切に行なうとともに、販売チャネルの拡充を図ってまいります。併せて本社スタッフ部門による支援強化を図り、提案力・訴求力を高めることで営業力を強化してまいります。その結果として、顧客に提供するサービスに対する適正な対価を取得し、収益力の向上につなげてまいります。

③ 開発力の強化

「社内開発プロセス標準」について更なる徹底を図り、引き続き不採算プロジェクトを撲滅してまいります。また、ソフトウェア開発の能力成熟度を向上させること等により、開発力の強化を図ってまいります。併せて、オフショアの活用等によるローコストオペレーションの一層の推進を図り、収益力の向上につなげてまいります。

④ 協力会社との関係強化

当社グループでは、従業員１人あたりの売上高および付加価値の向上のため協力会社への外注を推進しておりますが、有力な協力会社との長期的かつ安定的な取引関係の維持・拡大を図り、より一層の生産性・品質管理の向上に努めてまいります。

⑤　人材の育成

当社グループは、高スキル人材の育成強化をコア・コンピタンス(競争力の源泉）と捉え、新設したtdi人材開発センターを中心に、充実した研修体系のもとで実施してまいります。

具体的には、ビジネスパーソンとしての基礎的教育をはじめとして、お客様に対する提案・訴求力強化や技術スキル向上のためのプログラムを充実させてまいります。特に、一括請負型大型案件の開発能力を強化するため、上級プロジェクトマネジャーの増強、技術者のローテーション・再教育、受託派遣型ビジネスからの要員シフトなど、総合的なプログラムの実施を通じて技術者のスキル向上に注力してまいります。

⑥　M＆A等の戦略的提携

単なる工程・地域・技術等の補完にとどまることなく、事業規模拡大によるソリューション・プロバイダとしての総合力向上を目的として、技術、商品、商流、人材などを強化し、より質の高いサービスを提供するために、従来にも増して積極的にM＆Aやアライアンスに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	単位	当社単独				連結
		第37期	第38期	第39期	第40期(当期)	第40期(当期)
		平成16年4月から平成17年3月まで	平成17年4月から平成18年3月まで	平成18年4月から平成19年3月まで	平成19年4月から平成20年3月まで	平成19年4月から平成20年3月まで
売上高	百万円	17,750	19,216	20,002	18,806	18,938
経常利益	百万円	902	1,210	1,406	1,105	1,246
当期純利益	百万円	530	604	753	563	644
1株当たり当期純利益	円	61.16	63.16	88.42	64.91	74.23
総資産	百万円	12,582	13,182	13,156	12,466	12,678
純資産	百万円	6,945	7,523	8,044	8,031	8,112
1株当たり純資産	円	844	878	936	919	929

（注）１．当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

２．第39期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

３．第38期より「固定資産の減損に係る会計基準」〈「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日）〉および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。

第37期　わが国経済は、企業業績の回復を背景とした堅調な設備投資や、雇用情勢の改善から個人消費も底堅く推移するなど、総じて堅調に推移いたしましたが、当情報サービス業界への波及は緩やかで、先行き不透明感の強い状況が続きました。

当社は、顧客志向に根ざした営業力の強化により、既存ユーザとの取引深耕や新規顧客開拓に努めるとともに、メーカー・ベンダー等とのパートナーシップやアライアンスを強化いたしました。コスト構造改革の一環として、中国でのオフショア開発にも取り組んだほか、高付加価値ビジネスへの変革を図るべく、事業モデルの見直しに着手するとともに、生体認証分野への進出等、他社とのアライアンスによる新規事業創生にも取り組みました。

この結果、当事業年度の売上高は前期比6.5%増、経常利益は前期比1.2%増となりました。

第38期　わが国経済は、企業収益の改善に伴う民間設備投資の増加や雇用・所得環境の好転などを背景にした個人消費の回復などに支えられ、緩やかながらも継続した回復基調のうちに推移しました。

当社は、「事業構造変革への挑戦」「業務プロセスの確立と実践」「お客様満足度の向上」を全社方針として掲げ、組織の大規模な改編をはじめ、プロジェクト採算の厳格な管理、人事制度の抜本的改革、業務費の大幅な削減と教育研修費への優先的配分など、生産性の継続的な向上とそれを可能とする企業風土の変革のための諸施策を強力に進めました。

この結果、当事業年度の売上高は前期比8.3%増、経常利益は前期比34.1%増となりました。

第39期　わが国経済は、企業収益が堅調さを維持する中、設備投資が増加し、景気の回復が長期にわたって続きました。当情報サービス産業も、企業の旺盛な情報化投資を反映し、受注ソフトウェアなどを中心に伸長しましたが、技術者の不足、システム開発の高度化・短期化、価格競争などを背景に、企業間の競争はより一層激しさを増しました。

当社は、お客様にご提供する「サービス価値の向上」を当基本方針として、「付加価値創造」「リソース最適化」「ブランド確立」の各テーマの推進を通して、継続的な成長と収益力の強化を可能とする筋肉質な経営を目指し積極的な諸施策を実践いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は、前期比4.1%増、経常利益は前期比16.2%増となりました。

第40期　当連結会計年度につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	事 業 内 容
ＴＤＩシステムサービス株式会社	百万円 50	% 100.0	情報処理サービス

(7) 主要な事業内容

当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

ソフトウェア開発、情報処理サービス、エンベデッド・ユビキタス／半導体（ＥＵＬ）関連業務ならびにソフトウェア商品等の開発・販売

(8) 主要な事業所

①当社

本社	（東京都新宿区　西新宿六丁目８番１号）
東京支社	（　同　上　）
ＥＵＬ本部	（神奈川県横浜市）
関西支社	（大阪府大阪市）
西日本ＥＵ事業所	（　同　上　）
中部支社	（愛知県名古屋市）
九州支社	（福岡県福岡市）
北九州ラボラトリ	（福岡県北九州市）
tdi人材開発センター	（静岡県熱海市）

②子会社

ＴＤＩシステムサービス株式会社　（東京都新宿区）

(9) 従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男　　性	1,059名	56名減	38才３カ月	15年３カ月
女　　性	142名	6名減	31才２カ月	７年４カ月
計または平均	1,201名	62名減	37才５カ月	14年４カ月

（注）上記従業員は当社グループの就業人員であり、顧問、嘱託、臨時従業員は含まれておりません。
平成20年４月１日付で、当社から当社の子会社でありますＴＤＩシステムサービス株式会社へ188名が転籍となっております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
第一生命保険相互会社	41
日本生命保険相互会社	41
株式会社百五銀行	6
三重県信用農業協同組合連合会	6

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループにおきまして、平成19年４月にお客様情報・協力企業様の情報および個人情報がインターネット上に流出する事案が発生いたしました。その原因は、当社社員の自宅にある個人用パソコンがウイルスに感染し、ファイル交換ソフト「Winny」を通してネットワーク上に流出したものです。

当該事案による情報の不正使用等の事実、ならびに業績および財政状態への特段の影響はありません。しかしながら、当社グループでは今回の件を真摯に受け止めて、情報セキュリティ管理を経営の最重要項目の一つとして徹底すべく、情報管理体制の更なる強化とそれに対応した組織改編、協力企業も含めたセミナー・啓発等の再教育といった施策を実行し、実効性のある再発防止策を行なっております。また、その施策の一環として、ＩＳＭＳ（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得に向けて、鋭意取り組んでおります。

２．会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数　　29,000,000株

② 発行済株式の総数　　8,730,762株（自己株式 277,798 株を除く）

③ 株主数　　2,841名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数
	株
株式会社セールス・プロモーション・センター	1,993,256
情報技術開発社員持株会	860,460
髙橋　香	449,515
髙橋　信久	436,098
内藤　惠嗣	401,822
三好　千里	137,000
三好　一郎	133,200
日本生命保険相互会社	132,000
竹田　和平	130,000
太田　清	120,341

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における役員が保有する新株予約権の区分別合計

発行決議の日		平成17年６月22日
新株予約権の数		172個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　17,200株 （新株予約権　１個当たり100株）
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使時の払込金額		１個当たり100円
新株予約権の行使期間		平成17年６月23日から 平成37年６月22日まで
新株予約権の行使条件		（注）
役員の保有状況	取締役	保有者　４名 保有数　172個 目的である株式の数 17,200株

（注）　①　新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとする。
②　前記①にかかわらず、平成36年６月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年７月１日より新株予約権を行使できるものとする。
③　各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
④　新株予約権者は、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をできないものとする。
⑤　そのほか新株予約権の行使の条件については、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) 当社従業員に交付した新株予約権の区分別合計

当事業年度中に交付した新株予約権は、役員分も含めありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	竹　田　征　郎	
取　締　役	向　井　春　雄	管理本部長 ＴＤＩシステムサービス株式会社取締役
取　締　役	三　好　一　郎	人事本部長
取　締　役	中　村　博　文	開発本部長
取　締　役	竹　田　伸　一	西日本統括
取　締　役	藏　田　憲　治	事業推進本部長
取　締　役	髙　橋　信　久	弁護士　髙橋信久法律事務所
取　締　役	藏　　信　行	
常勤監査役	難　波　民　弥	ＴＤＩシステムサービス株式会社監査役
常勤監査役	片　岡　禧　造	
監　査　役	矢　作　憲　一	有限会社汎総合研究所　取締役会長
監　査　役	佐　野　忠　正	公認会計士佐野事務所　所長 経営管理センター株式会社　代表取締役社長

（注）１．取締役藏信行氏は、社外取締役であります。
２．監査役矢作憲一および佐野忠正の両氏は、社外監査役であります。
３．取締役藏信行氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社において長年のマーケティング・マネジメント分野に関する経験・実績ならびに事業法人の経営者としての豊富な見識を有しております。
４．監査役矢作憲一氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の常勤監査役を務め、日本監査役協会常任理事および他企業の社外監査役を歴任するなど、監査に関する相当程度の知見を有するものであります。また、ビジネス・ブレークスルー大学院大学教授として、実務面からコーポレートガバナンスの指導に努めております。
５．監査役佐野忠正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．担当または主な職業の異動

① 平成19年10月１日付の組織の一部改定に伴い、その担当が次のとおり変更になっております。

氏　　名	地　　位	変　　更　　前	変　　更　　後
三　好　一　郎	取　締　役	コーポレート本部長	人事本部長
竹　田　伸　一	取　締　役	営業本部長	西日本統括

② 平成20年４月１日付の組織の一部改定に伴い、その担当が次のとおり変更になっております。

氏　　名	地　　位	変　　更　　前	変　　更　　後
三　好　一　郎	取　締　役	人事本部長	企画本部長
中　村　博　文	取　締　役	開発本部長	開発統括
藏　田　憲　治	取　締　役	事業推進本部長	事業推進本部長 兼 事業企画部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　締　役 （うち非常勤取締役） （うち社外取締役）	８名 （１名） （１名）	152百万円 （５百万円） （２百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	４名 （２名）	35百万円 （８百万円）
合　　計	12名	187百万円

（注）１．上記のほか、取締役４名に対して、転勤者用借上社宅を提供しており、当社が家賃の一部として負担した額は６百万円であります。なお、会社が負担する費用は、取締役１人あたり月額25万円以内としており、本件については金銭に非ざる報酬として平成18年６月24日開催の第38回定時株主総会において、決議いただいております。

２．取締役の報酬限度額は、平成18年６月24日開催の第38回定時株主総会において、年額３億７千万以内と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成10年６月26日開催の第30回定時株主総会において、年額５千万以内と決議いただいております。

４．上記のほか、平成17年６月22日開催の第37回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う精算支給として以下のとおり支給しております。

退任取締役　２名　73百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼任の状況等

監査役矢作憲一氏は、株式会社スクウェア・エニックス、日本オフィス・システム株式会社およびニスコム株式会社の社外監査役であります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地位	主な活動状況
藏　　信 行	取 締 役	平成19年６月23日付けで就任後、13回の取締役会が開催されておりますが、全て出席しております。取締役会における発言状況は、経営者としての経験から、議案の実行可能性等の視点から主に意見・質問を行なっております。
矢作　　憲一	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回出席し、監査役会６回のうちその全てに出席しております。取締役会における発言状況は、主に議案の判断基準に関する指摘等、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための見地に立った意見・質問を行なっております。また、監査役会においては、内部統制上の観点から全般的に発言をしております。
佐野　　忠正	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回出席し、監査役会６回のうち５回出席しております。取締役会および監査役会における発言状況は、主に公認会計士としての専門的立場から、適正な財務報告を確保するための見地に立った意見・質問を行なっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外監査役とは定款で責任限定契約を締結することができる旨定めておりますが、当事業年度中には該当すべき責任限定契約はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	1,750万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,900万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり、あずさ監査法人とアドバイザリー契約を締結し、助言等を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める条項のいずれかに該当すると判断した場合、会計監査人の解任または不再任について必要な措置をとるものとします。

６．会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 役職員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス行動指針」を制定しております。

② 法令・社会規範を遵守する「コンプライアンス」と、「リスクマネジメント」を一体として管理推進し、より公正で透明な経営システムの構築を目指す事を目的に「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する部署として、「内部統制推進部」を設置しております。さらに当社の主要なリスク・コンプライアンスの管理担当部門を明確に定め、それぞれのリスクに対し対応を行ない所管テーマの対応策を検討し、全社への周知徹底策を実施しております。

③ 内部監査部門として「監査室」を置き、監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査役に報告しております。

④ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく「経営会議」および「取締役会」において報告するものとしております。

⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、社内通報体制（ＴＤＩ企業倫理ホットライン）を整備し、その運用を行なっております。

⑥　監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める事になっております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理等を行なう基幹システム(ＭＡＧＭＡシステム)の適正な運用により厳正に管理するとともに、取締役の職務執行の決定に関わる重要文書を保存し(電磁媒体を含む)、文書管理規則に基づき、次の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧権限を有する者が閲覧可能な状態を維持しております。

①　株主総会議事録
②　取締役会議事録
③　経営会議議事録
④　稟議書、決裁願書
⑤　重要な契約書
⑥　会計帳簿、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書
⑦　税務署その他の行政機関、証券取引所に提出した書類の写し

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程に基づきその把握と管理のためのリスク管理体制を整備しております。
②　リスク管理の全社的な統括・推進を行なう部署として「内部統制推進部」を設置し、各管理担当部門を通じて統合的なリスク管理を行なっております。また「監査室」は、「内部統制推進部」を含めた各部門の適正性、適切性について監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査役に報告するものとしております。
③　「リスク・コンプライアンス委員会」の活動の一環として、主要な業務プロセスに管理者(プロセスオーナー)を設けております。「プロセスオーナー」は、当該プロセスを適切に運用・維持し、内部統制の目的である業務の有効性・効率性を図るとともにコンプライアンス遵守の為のデュー・プロセス履行を推進しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を原則として月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役ならびに代表取締役社長から指名された幹部社員によって構成される経営会議において議論を行ない、その審議を経て執行決定を行なっております。また、各部門の営業等の状況および事業計画に関する予算・実績管理等ならびに主要なリスクに対する対応に資するため、製販合同営業会議を実施し、部門間相互の連絡・報告および意見調整等を行なうとともに、課題を抽出し、適宜、適切な対策を実施するものとしております。さらに、取締役会議附議事項または経営会議審議事項を除く、会社の重要業務の実施については、決裁手続規程に基づき決裁を受けております。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程、決裁権限基準表において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めております。

③ 取締役会は全社的な目標を定め、全役職員に目標を浸透させ共有させるとともに、この目標達成にむけて各部門が実施すべき具体的な目標および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めております。また、ＭＡＧＭＡシステムによりその結果を迅速にデータ化し、対外公表した業績予想の妥当性を判断するため、「取締役会」で毎月レビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促す事により、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現しております。

④ 当社の目的、企業理念、経営計画が投資家その他のステークホルダーの理解を得られ、経営の透明性を持ち運営できるように、「経営企画部広報・ＩＲ室」を設けております。

その上で情報開示を適時、適切に実施するとともに、ＩＲ説明会等へのサポートを実施しております。さらに代表取締役社長は、率先して会社のスポークスマンを務めております。

(5) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社および当社の子会社は、本方針に従い遵法意識の向上および業務の適正を確保することに努めております。

② 当社取締役および子会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限および責任を有しております。

③ 「監査室」による子会社の内部監査を実施し、その結果を子会社を管理する「経営企画部」に報告するとともに、「内部統制推進部」および当社取締役と子会社の取締役にも報告し、「経営企画部」と「内部統制推進部」は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行なっております。

④ 子会社の取締役および社員も、社内通報体制(ＴＤＩ企業倫理ホットライン)を利用できることとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとしております。なお、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の評価は監査役が行ない、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で社長が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

② 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしております。

(7) 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

① 取締役および使用人は当社の業務または業績に著しい影響を与える恐れのある重要な事項について監査役(会)に報告するものとしております。前記に関わらず、監査役(会)はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができ、報告を求められた取締役および使用人はその求めに応じなければならないこととしております。

② 社内通報体制(ＴＤＩ企業倫理ホットライン)を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役(会)への適切な報告体制を確保しております。

③　監査役は、代表取締役、監査室、会計監査人との会合を都度実施しております。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための指針

当社およびその連結子会社は、財務報告の信頼性を確保することが、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、以下の要件を満たすよう内部統制を整備し運用しております。

①　財務報告の信頼性を確保するため、内部統制に係る主要な業務プロセスを標準化、可視化し、当社の全役職員が、定められた業務プロセスを遵守し、逸脱することがないようにしております。

②　個々の取引は、社長または規程で定める者の承認のもとに実行しております。

③　網羅的かつ正確な記録および勘定が、個々の取引内容を反映するよう記帳・保存しております。

④　企業会計原則その他一般に公正妥当と認められる基準に準拠して財務諸表を作成できるよう記帳しております。

⑤　会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行ない、差異があれば適切な措置をしております。

⑥　財務情報は、必要な社内手続を経た上で社外に公表しております。

⑦　財務報告の作成を担当するのに必要とされる能力を識別し、所要の能力を有する人材を確保・配置しております。

７．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本方針として、長期的視野にたった経営を行ない、現在のような安定した財務基盤を形成し、収益性を高めるなかで、配当金の増額等、株主の皆様への還元を行なってきました。また、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の支配に関する基本方針としております。

(2) 株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行なわれる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

また、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

しかしながら、高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランドおよび、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

当社としては、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に把握するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに最も適切と考えられる措置を講じるべく、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視してまいります。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を基本方針としております。今後ともこの基本方針は維持しつつ、株主の皆様への利益還元重視の姿勢を明確にするため、配当金額の業績との連動性を高めるとともに、平成17年９月中間期より中間配当を実施しております。具体的な株主還元方針は、次のとおりです。

(1) 業績に連動した配当方針といたします。
(2) 連結配当性向30％を当面の目標といたします。
(3) 利益水準を勘案した上、安定配当部分として、原則１株当たり最低年間12円を維持するものといたします。
(4) 中間配当を実施いたします。

また、内部留保資金につきましては、事業基盤の拡大や研究開発活動などに有効活用することを考えております。

上記のとおり、普通配当につきましては業績に連動した配当方針のもと、連結配当性向30％を当面の目標といたしておりますが、当社に対する株主の皆様の日頃のご支援やご期待を踏まえて、平成19年７月19日に発表した当事業年度の配当予想（下記ご参照：期初公表の業績予想に連動した普通配当および創立40周年記念配当）につきましては、平成19年10月５日発表の業績予想修正に関連した修正を行なわないことにいたしました。ただし、平成21年３月期以降につきましては、本来の上記基本方針に基づき、業績に連動した利益配分をさせていただく予定であります。

〔参考：平成20年３月期配当予想〕

１株当たり配当金

中間期末　25円00銭（普通配当15円00銭　創立40周年記念配当10円00銭）
期末 ※　25円00銭（普通配当15円00銭　創立40周年記念配当10円00銭）
年間　　50円00銭（普通配当30円00銭　創立40周年記念配当20円00銭）

※ 期末の配当につきましては、第40回定時株主総会での決議を前提としております。

連結貸借対照表

（平成20年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,462,089**	**流動負債**	**2,870,390**
現金及び預金	3,225,169	支払手形及び買掛金	916,396
受取手形及び売掛金	3,845,667	短期借入金	78,400
有価証券	525,309	未払金	56,968
たな卸資産	175,225	未払費用	1,240,362
前払費用	217,762	未払法人税等	162,573
繰延税金資産	448,987	未払消費税等	220,148
その他	35,978	繰延税金負債	84,998
貸倒引当金	△12,010	前受金	20,108
固定資産	**4,216,574**	預り金	90,434
有形固定資産	**1,544,619**	**固定負債**	**1,695,614**
建物及び構築物	894,340	長期借入金	17,400
器具及び備品	159,873	退職給付引当金	1,660,954
土地	490,405	長期未払金	17,260
無形固定資産	**204,242**	**負債合計**	**4,566,004**
ソフトウェア	196,198	**純資産の部**	
電話加入権	8,043	**株主資本**	**8,829,000**
投資その他の資産	**2,467,713**	**資本金**	**1,881,867**
投資有価証券	779,914	**資本剰余金**	**1,749,459**
繰延税金資産	729,326	**利益剰余金**	**5,361,399**
長期差入保証金	714,921	**自己株式**	**△163,725**
その他	243,550	**評価・換算差額等**	**△716,341**
		その他有価証券評価差額金	△40,523
		土地再評価差額金	△675,817
		純資産合計	**8,112,659**
資産合計	**12,678,663**	**負債・純資産合計**	**12,678,663**

連結損益計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		18,938,624
売上原価		14,831,858
売上総利益		4,106,766
販売費及び一般管理費		2,889,095
営業利益		1,217,670
営業外収益		
受取利息・配当金	13,428	
その他の営業外収益	48,913	62,342
営業外費用		
支払利息	2,609	
その他の営業外費用	30,462	33,071
経常利益		1,246,941
特別利益		
固定資産売却益	495	
関係会社株式売却益	2,200	
貸倒引当金戻入額	570	3,265
特別損失		
固定資産売却・除却損	463	
投資有価証券評価損	66,656	
事務所移転費用	9,390	76,511
税金等調整前当期純利益		1,173,695
法人税、住民税及び事業税	158,000	
法人税等調整額	371,448	529,448
当期純利益		644,247

連結株主資本等変動計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年３月31日　残高	1,881,867	1,749,459	5,057,454	△235,703	8,453,078
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△328,864		△328,864
当期純利益			644,247		644,247
自己株式の取得				△23,507	△23,507
自己株式の処分			△11,438	95,485	84,046
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	303,944	71,977	375,922
平成20年３月31日　残高	1,881,867	1,749,459	5,361,399	△163,725	8,829,000

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年３月31日　残高	△7,160	△401,300	△408,460	8,044,617
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△328,864
当期純利益				644,247
自己株式の取得				△23,507
自己株式の処分				84,046
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△33,362	△274,517	△307,880	△307,880
連結会計年度中の変動額合計	△33,362	△274,517	△307,880	68,042
平成20年３月31日　残高	△40,523	△675,817	△716,341	8,112,659

連結注記表

１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

２－１　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　１社

連結子会社の名称‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　ＴＤＩシステムサービス株式会社

２－２　持分法適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社‥　株式会社グローバル・セキュリティ・デザイン
アルティオーラ・システム株式会社

持分法を適用しない理由‥‥‥‥　当期純損益および利益剰余金に与える影響が軽微であり、かつ重要性に乏しいため、持分法の適用から除外しております。
なお、アルティオーラ・システム株式会社につきましては、平成19年７月に全株式を売却したことから、関連会社には該当しなくなりました。

２－３　連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

２－４　会計処理基準に関する事項

２－４－１　重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの‥‥‥‥‥‥‥‥　連結決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

時価のないもの‥‥‥‥‥‥‥‥　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・貯蔵品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　移動平均法による原価法

仕掛品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　個別法による原価法

２－４－２　重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①建物（建物附属設備除く）

平成10年３月31日以前取得のもの	旧定率法
平成19年４月１日以後取得のもの	定額法

②建物以外

平成19年３月31日以前取得のもの	旧定率法
平成19年４月１日以後取得のもの	定率法

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的分	見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用分	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

２－４－３　重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）により、定額法による按分額をそれぞれ発生連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）により、定額法による按分額をそれぞれ発生連結会計年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

２－４－４　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

２－４－５　連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　1,395,787千円

(2) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行ない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行なって算定する方法によっております。

再評価を行なった年月日　　平成14年３月31日

再評価を行なった土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△19,435千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類および株式数

株式の種類	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	9,008,560	－	－	9,008,560

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成19年６月23日定時株主総会	普通株式	111,552	13.00	平成19年３月31日	平成19年６月26日
平成19年10月25日取締役会	普通株式	217,311	25.00	平成19年９月30日	平成19年11月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成20年６月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	218,269	25.00	平成20年３月31日	平成20年６月24日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

平成17年６月22日開催定時株主総会決議によるストックオプション

普通株式　17,200株

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　929円20銭

(2) １株当たり当期純利益　74円23銭

６．重要な後発事象に関する注記

平成20年４月18日開催の取締役会において、株式会社ＭＩＳの株式を取得することを決議し、平成20年５月１日に株式譲渡により子会社化いたしました。

概要は以下のとおりであります。

(1) 目的

株式会社ＭＩＳはシステム開発を主たる業務とする企業であり、当社グループの事業内容と類似性が高く、また当社グループの協力企業でもあります。当社グループは、本業強化の一環として、株式会社ＭＩＳを連結子会社化することでグループの総合力を高め、特化しているお客様へのサービス提供力および品質の一層の向上が可能となります。これにより、当社グループの収益力を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 株式取得の方法

発行済株式の譲受

(3) 当該会社の概要

①	商号	株式会社ＭＩＳ
②	代表者	代表取締役社長　稲留　純一
③	所在地	大阪府大阪市北区同心二丁目１番31号
④	設立年月日	平成４年６月19日
⑤	事業内容	ソフトウェア開発
⑥	事業年度の末日	12月31日
⑦	従業員数	43名
⑧	主な事業所	本社：大阪市北区、東京支社：東京都千代田区
⑨	資本金	50,000千円
⑩	売上高	522,028千円(平成19年12月期)
⑪	経常利益	3,323千円(平成19年12月期)

(4) 取得株式の数、取得価格および取得後の持分比率

①	株式数	994株
②	取得価格	59,640千円
③	持分比率	99.4%

(5) 資金調達

自己資金を充当いたします。

貸　借　対　照　表

（平成20年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,289,649**	**流動負債**	**2,947,719**
現金及び預金	3,030,163	買掛金	979,036
売掛金	3,794,872	短期借入金	12,000
有価証券	525,309	1年以内返済予定長期借入金	66,400
商品	4,494	未払金	265,752
仕掛品	169,050	未払費用	1,238,070
貯蔵品	3,057	未払法人税等	96,609
前払費用	217,600	未払消費税等	180,491
繰延税金資産	442,762	前受金	20,108
その他	113,979	預り金	89,250
貸倒引当金	△11,640	**固定負債**	**1,486,850**
固定資産	**4,176,722**	長期借入金	17,400
有形固定資産	**1,540,125**	退職給付引当金	1,452,190
建物	889,846	長期未払金	17,260
器具及び備品	159,873	**負債合計**	**4,434,570**
土地	490,405	**純資産の部**	
無形固定資産	**204,242**	**株主資本**	**8,748,142**
ソフトウェア	196,198	**資本金**	**1,881,867**
電話加入権	8,043	**資本剰余金**	**1,749,459**
投資その他の資産	**2,432,354**	資本準備金	1,749,459
投資有価証券	779,914	**利益剰余金**	**5,280,540**
関係会社株式	50,000	利益準備金	470,466
繰延税金資産	644,477	その他利益剰余金	4,810,074
長期差入保証金	714,597	別途積立金	616,000
その他	243,364	繰越利益剰余金	4,194,074
		自己株式	**△163,725**
		評価・換算差額等	**△716,341**
		その他有価証券評価差額金	△40,523
		土地再評価差額金	△675,817
		純資産合計	**8,031,801**
資産合計	**12,466,371**	**負債・純資産合計**	**12,466,371**

損　益　計　算　書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		18,806,220
売上原価		15,029,755
売上総利益		3,776,464
販売費及び一般管理費		2,699,737
営業利益		1,076,727
営業外収益		
受取利息・配当金	13,244	
その他の営業外収益	48,913	62,158
営業外費用		
支払利息	2,609	
その他の営業外費用	30,337	32,946
経常利益		1,105,938
特別利益		
固定資産売却益	495	
関係会社株式売却益	2,200	
貸倒引当金戻入額	790	3,485
特別損失		
固定資産売却・除却損	463	
投資有価証券評価損	66,656	
事務所移転費用	9,390	76,511
税引前当期純利益		1,032,913
法人税、住民税及び事業税	92,000	
法人税等調整額	377,524	469,524
当期純利益		563,389

株主資本等変動計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年３月31日　残高	1,881,867	1,749,459	1,749,459	470,466	616,000	3,970,987	5,057,454	△235,703	8,453,078
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△328,864	△328,864		△328,864
当期純利益						563,389	563,389		563,389
自己株式の取得								△23,507	△23,507
自己株式の処分						△11,438	△11,438	95,485	84,046
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	223,086	223,086	71,977	295,064
平成20年３月31日　残高	1,881,867	1,749,459	1,749,459	470,466	616,000	4,194,074	5,280,540	△163,725	8,748,142

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年３月31日　残高	△7,160	△401,300	△408,460	8,044,617
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△328,864
当期純利益				563,389
自己株式の取得				△23,507
自己株式の処分				84,046
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△33,362	△274,517	△307,880	△307,880
事業年度中の変動額合計	△33,362	△274,517	△307,880	△12,815
平成20年３月31日　残高	△40,523	△675,817	△716,341	8,031,801

個別注記表

１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．重要な会計方針

２－１　資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社
株式……　移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のあるもの……　決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定

時価のないもの……　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・貯蔵品……　移動平均法による原価法
仕掛品……　個別法による原価法

２－２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①建物（建物附属設備除く）

平成10年３月31日以前取得
のもの……　旧定率法
平成19年４月１日以後取得
のもの……　定額法

②建物以外

平成19年３月31日以前取得
のもの……　旧定率法
平成19年４月１日以後取得
のもの……　定率法

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的分……　見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用分……　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

２－３　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、各発生事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）により、定額法による按分額をそれぞれ発生事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各発生事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）により、定額法による按分額をそれぞれ発生事業年度の翌事業年度から費用処理しております。

２－４　その他計算書類の作成のための重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

２－５　重要な会計方針の変更

(1) 固定資産の減価償却の方法に関する事項

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第６号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令第83号））に伴い、平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法を適用し、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度より、償却可能限度額から備忘価額を差し引いた額を５年間にて均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益および経常利益、ならびに税引前当期純利益が4,727千円減少しております。

(2) 表示方法の変更

①前事業年度末において区分掲記しておりました「長期前払費用」につきましては、重要性に乏しいため当事業年度より「その他」に含んで表示しております。

なお、当事業年度末の「その他」に含まれている長期前払費用の金額は、12,341千円であります。

②前事業年度末において、区分掲記しておりました「役員退職慰労引当金」につきましては、監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」が平成19年４月13日に公表されたことに伴い、当事業年度より、固定負債の「長期未払金」として表示しております。

なお、当事業年度末の「長期未払金」に含まれている役員退職慰労引当金の金額は、17,260千円であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　1,394,740千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	75,999千円
短期金銭債務	372,813千円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行ない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行なって算定する方法によっております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△19,435千円

（追加情報）

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき計上しておりました再評価に係る繰延税金資産につきましては、回収可能性を見直した結果、当事業年度において、全額を取り崩すことと致しました。

この結果、純資産の部における土地再評価差額金が274,517千円減少しております。

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,410千円
仕入高	1,768,153千円
その他の営業取引高	113,710千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	421,598	21,700	165,500	277,798

(注) １．増加株式数21,700株は、平成19年３月29日開催の取締役会および平成19年10月25日開催の取締役会において決議された、会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加であります。

２．減少株式数165,500株は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払事業税	11,436
未払事業所税	8,582
一括償却資産	2,253
長期未払金	7,011
退職給付引当金	589,879
投資有価証券評価損	28,246
賞与法定福利費	45,113
未払賞与	371,455
その他有価証券評価差額金	27,720
その他	9,044
繰延税金資産小計	1,100,739
評価性引当額	△13,500
繰延税金資産合計	1,087,239

７．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

	取得価額相当額(千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額(千円)
車両運搬具	9,153	6,147	3,006
器具及び備品	554,634	221,681	332,953
合計	563,787	227,828	335,959

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年内	96,224千円
１年超	245,513千円
合計	341,737千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および利息相当額

支払リース料	105,039千円
減価償却費相当額	100,191千円
利息相当額	6,165千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
子会社	ＴＤＩシステムサービス株式会社	50,000	情報処理サービス	100 (-)	兼任２人	情報処理システムの運用サービス

取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
情報処理システムの運用サービスの委託	1,765,369	買掛金	162,649

(注) １．取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

２．取引条件および取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般取引と同様に決定しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　919円94銭

(2) １株当たり当期純利益　　64円91銭

10. 重要な後発事象に関する注記

平成20年４月18日開催の取締役会において、株式会社ＭＩＳの株式を取得することを決議し、平成20年５月１日に株式譲渡により子会社化いたしました。概要は、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年５月12日

情報技術開発株式会社

取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　寺　田　昭　仁　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、情報技術開発株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、情報技術開発株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年５月12日

情報技術開発株式会社
　取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　寺　田　昭　仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、情報技術開発株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針及び第２号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

・株式の譲渡により、株式会社ＭＩＳを、平成20年５月１日に子会社とされ、その手続等に関して法令・定款に違反する事実は認められません。

平成20年５月15日

情報技術開発株式会社　監査役会

常勤監査役　片岡禧造　㊞

常勤監査役　難波民弥　㊞

監査役　矢作憲一　㊞

監査役　佐野忠正　㊞

（注）監査役矢作憲一及び監査役佐野忠正は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、経営基盤の強化に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を基本方針としております。

第40期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき25円（普通配当15円、記念配当10円）

総額　218,269,050 円

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株につき50円（普通配当30円、記念配当20円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行なう不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を４年とするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所であります。）

現行定款	定款変更案
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（新　設）	第28条（補欠監査役の予選の効力） 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、４年後の定時株主総会開始の時までとする。
第28条～第36条（本文掲載省略）	第29条～第37条（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（８名）が任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	竹田征郎 (昭和18年５月24日生)	昭和46年１月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成８年４月　同社取締役 平成13年６月　日本電通株式会社入社 同社専務取締役 平成15年３月　当社入社 当社特別顧問 平成15年４月　当社上席執行役員営業本部長 平成15年６月　当社取締役専務執行役員営業本部長 平成16年６月　当社代表取締役社長（現任）	19,900株
2	向井春雄 (昭和23年４月13日生)	昭和61年３月　当社入社 平成６年６月　当社取締役関西支社副支社長 平成14年６月　当社上席執行役員経営企画室長　兼人事部長　兼経理部長　兼情報システム部長 平成15年４月　当社上席執行役員人事部長兼経理部長 平成16年４月　当社上席執行役員管理本部長兼人材開発部長 平成16年６月　当社取締役上席執行役員管理本部長　兼総務部長　兼人材開発部長 平成17年４月　当社取締役上席執行役員管理本部長 平成18年４月　当社取締役管理本部長（現任） 平成19年４月　ＴＤＩシステムサービス株式会社取締役（現任）	39,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
3	三好一郎 (昭和38年１月15日生)	昭和61年４月 三井物産株式会社入社 平成13年４月 当社入社 関西支社副支社長 平成14年６月 当社執行役員関西支社副支社長 平成15年４月 当社上席執行役員関西支社長　兼システム営業部長 平成16年６月 当社取締役上席執行役員営業本部関西支社長　兼システム営業部長 平成17年４月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長　兼Ｅ・Ｕ・Ｌ事業統括部長 平成18年４月 当社取締役コーポレート本部長 平成19年10月 当社取締役人事本部長 平成20年４月 当社取締役企画本部長（現任）	133,200株
4	中村博文 (昭和24年７月７日生)	昭和48年11月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成17年１月 当社入社 平成17年４月 当社上席執行役員開発本部長　兼プロジェクト監理部長 平成18年４月 当社理事開発本部長 平成18年６月 当社取締役開発本部長　兼プロジェクト監理部長 平成19年４月 当社取締役開発本部長 平成20年４月 当社取締役開発統括（現任）	4,100株
5	竹田伸一 (昭和32年１月10日生)	昭和51年７月 当社入社 平成16年４月 当社営業本部東京支社長 兼システム営業部長 平成16年６月 当社執行役員営業本部東京支社長　兼システム営業部長 平成17年４月 当社執行役員営業本部営業統括部長　兼営業本部東京支社長 平成17年９月 当社執行役員営業本部営業統括部長　兼東京支社東京システム営業部長 平成18年４月 当社理事営業本部営業統括部長 平成18年６月 当社取締役営業本部営業統括部長 平成19年４月 当社取締役営業本部長 平成19年10月 当社取締役西日本統括（現任）	11,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
6	髙橋信久 (昭和24年９月13日生)	昭和57年５月 髙橋信久法律事務所開所（現任） 平成２年６月 当社監査役 平成16年６月 当社取締役（現任）	436,098株
7	※ 安永登 (昭和29年６月21日生)	昭和53年４月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成19年７月 当社入社　顧問 平成19年10月 当社　理事 営業本部長 平成20年４月 当社　理事 営業本部長　兼セールス事業部長（現任）	0株
8	※ 奥田幹夫 (昭和25年11月23日生)	昭和47年３月 松下電工株式会社入社 平成12年９月 松下電工インフォメーションシステムズ株式会社入社 平成19年４月 松下電工インフォメーションシステムズ株式会社常務執行役員ソリューションビジネス本部長 平成20年４月 当社出向 開発統括補佐（現任）	0株

（注）１．※印は、新任取締役候補者であります。

２．取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

３．奥田幹夫氏は、平成20年６月16日付で当社に入社し、顧問に就任する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第２項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
前田　正美 （昭和24年２月17日生）	昭和42年４月　日東電気工業株式会社入社 平成10年６月　日東メディカル株式会社監査役 平成11年６月　韓国日東光学株式会社監査役 平成12年４月　韓国日東電工株式会社監査役 平成15年４月　台湾日東光学股份有限公司監査役 平成16年６月　日東電工　経理財務部【シニアマスター】〔管理担当〕 平成17年11月　日東電工　亀山事業所経理課長（現任） 平成17年12月　日東エレクトロニクス株式会社監査役（現任） 平成17年12月　日東精機株式会社監査役（現任） 平成17年12月　三重日東電工株式会社監査役（現任） 平成18年６月　日東電工エレクトロニクスマレーシア株式会社取締役（現任）	0株

（注）１．上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．前田正美氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。

３．前田正美氏は、社外監査役の要件を満たしております。

４．前田正美氏は、日東エレクトロニクス株式会社の監査役等豊富な監査役としての経験を有しておりますので、その知見を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

５．現行定款第32条において前田正美氏が監査役に就任された場合には、必要に応じて社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する場合がございます。

６．なお、本選任に関しては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができることとさせていただきます。

以　上

第40回定時株主総会会場のご案内

会　　場　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
住友不動産新宿オークタワー
13階　当社大会議室

もよりの駅　新宿駅（ＪＲ線・東京メトロ丸ノ内線・小田急線・京王線他）　徒歩10分
都営地下鉄大江戸線　都庁前駅　徒歩６分
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅　徒歩３分

（会場付近略図）

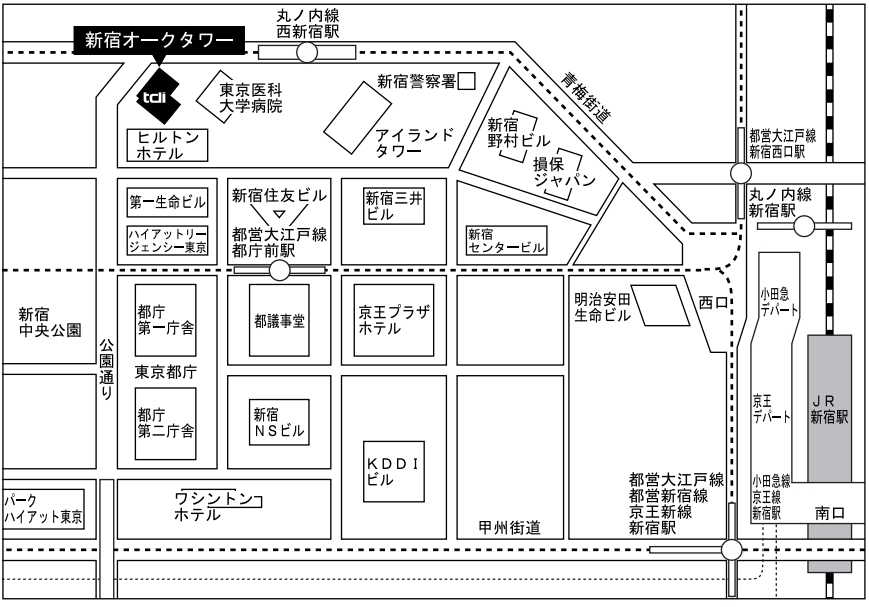

（会場の場所柄駐車場をご用意できませんので、勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜わりたくお願い申し上げます。）